

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市会議員海外視察にかかるバス運行等業務委託	旅行	近畿日本ツーリスト(株) 西日本支社	2,110,000	令和7年9月30日	地方自治法施行令167条の2 第1項第2号	G4	-
2	大阪市会議員海外視察にかかる添乗員業務委託	旅行	近畿日本ツーリスト(株) 西日本支社	1,154,632	令和7年9月30日	地方自治法施行令167条の2 第1項第2号	G4	-
3	市会議場システムの構築及び音響・映像等機器の設備更新業務委託	情報処理	協和テクノロジズ株式会社	418,000,000	令和7年9月30日	地方自治法施行令167条の2 第1項第2号	G5	-

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市会議員海外視察にかかるバス運行等業務委託

2 契約の相手方

近畿日本ツーリスト 株式会社 西日本支社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市会議員の海外視察を実施するにあたり、視察先となる現地での円滑な移動を行うため、視察行程に沿った最適な運行ルートによるバス運行等の業務を行うものである。

前提として、(株)エイチ・アイ・エス関西公務法人営業所、近畿日本ツーリスト(株)西日本支社、東武トップツアーズ(株)大阪法人事業部、株式会社日本旅行大阪法人営業部の4社に見積を依頼し、令和7年6月17日に海外視察団団長及び各会派視察参加者代表者より、概算総額（宿泊費、航空券関係費、現地交通費、現地通訳費及び添乗員関係費）で比較を行い、一人当たりの価格が一番安価であった近畿日本ツーリスト(株)西日本支社を採用するとした旨、報告を受けている。

本業務については、視察先のアポイントの状況や、視察時の突発的な事案に対応し、状況に応じて関係機関等とのスケジュール調整を要することから、採用された業者と密な連携を要するものである。また、別の業者にした場合、責任の所在が不明確になるおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

市会事務局 総務担当（電話番号 06-6208-8671）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市会議員海外視察にかかる添乗員業務委託

2 契約の相手方

近畿日本ツーリスト 株式会社 西日本支社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市会議員の海外視察が安全かつ確実に行えるよう、添乗員が視察地や宿泊地に同行し、交通機関や各施設との連絡、調整などの旅程全体の管理を行うものである。空港での出入国手続きや乗り継ぎ時の空港内移動、現地バスとの合流等を円滑に行うため、添乗員は日本から同行するものとする。

前提として、(株)エイチ・アイ・エス関西公務法人営業所、近畿日本ツーリスト(株)西日本支社、東武トップツアーズ(株)大阪法人事業部、株式会社日本旅行大阪法人営業部の4社に見積を依頼し、令和7年6月17日に海外視察団団長及び各会派視察参加者代表者より、概算総額（宿泊費、航空券関係費、現地交通費、現地通訳費及び添乗員関係費）で比較を行い、一人当たりの価格が一番安価であった近畿日本ツーリスト(株)西日本支社を採用するとした旨、報告を受けている。

本業務については、添乗員が現地の交通機関や各施設との連絡、調整など旅程全体の管理を行うため、採用された業者と密な連携を要するものである。また、別の業者にした場合、責任の所在が不明確になるおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

市会事務局 総務担当（電話番号 06-6208-8671）

随意契約理由書

1 案件名称

市会議場システムの構築及び音響・映像等機器の設備更新業務委託

2 契約の相手方

協和テクノロジー株式会社

3 随意契約理由

現在、議場及び各委員会室（以下、「議場等」という。）に設置している音響・映像設備については、古いもので昭和 57 年の大阪市役所本庁舎 1 期工事の際に設置された機器を使用しており、その他の機器についても経年劣化による故障が発生し、今後の議会運営に支障をきたす恐れがある。

本会議及び各委員会等における円滑な議事運営をはじめ、市民への情報発信などに必要な音響・映像設備を更新し、議場等にディスプレイの新設や電子採決、出席議員自動集計などの機能を有し、発言残時間や中継配信映像の管理も一元的に可能となる、いわゆる「議場システム」を構築することで、議会関連業務の最適化をめざすものである。

併せて、議場内及び傍聴席にディスプレイを設置することで、出席議員数や電子採決結果等を即座に集計しディスプレイに表示することが可能となるだけでなく、傍聴席では別途調達するリアルタイム字幕を表示するなど、より多くの人にわかりやすい情報発信により「情報発信の強化」、「より開かれた議会」を実現する。

本事業について、その目的を達成するため、受注者の持つシステムに関するノウハウや、システムの導入に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集し、事業者選定会議による審査、評価の結果、各委員の採点の合計点が最も高かった協和テクノロジー株式会社と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市会事務局 総務担当（電話番号 06-6208-8671）